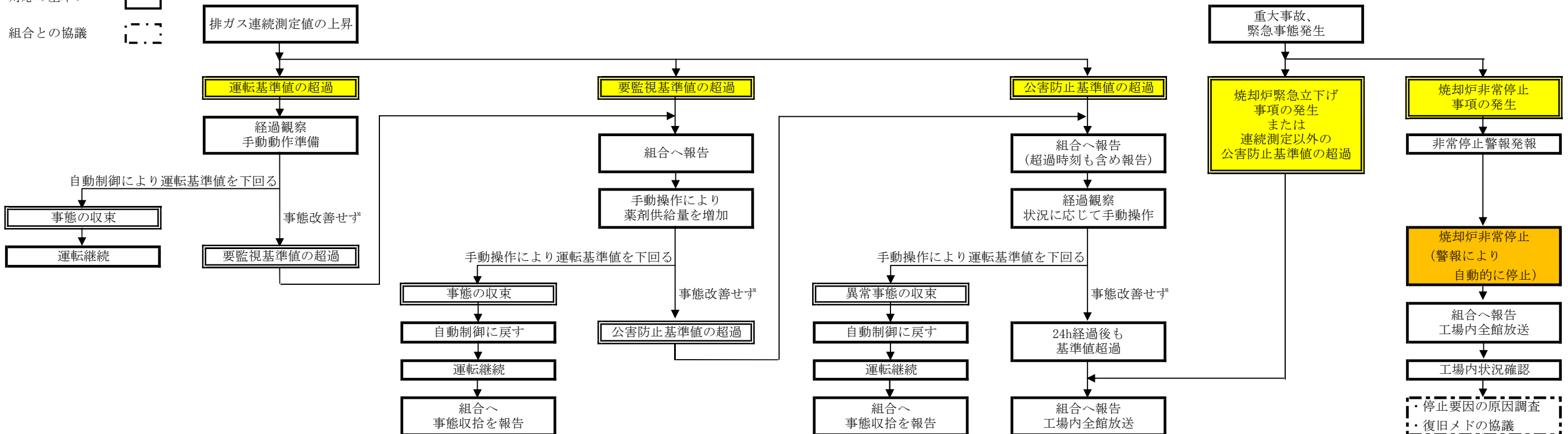


# 環境基準超過時の対応フロー

対応の基本フロー   
 組合との協議



監視項目	運転基準値超過時の対応
ばいじん	経過観察
塩化水素	経過観察、手動操作準備
窒素酸化物	
硫黄酸化物	経過観察
一酸化炭素	
水銀	経過観察、手動操作準備

監視項目	要監視基準値超過時の対応
ばいじん	経過観察
塩化水素	手動操作により消石灰供給量増
窒素酸化物	手動操作によりアンモニア供給量増
硫黄酸化物	手動操作により消石灰供給量増
一酸化炭素	経過観察
水銀	手動操作により活性炭供給量増

監視項目	公害防止基準値超過時の対応
ばいじん	24時間経過後も公害防止基準値を超過している場合は当該焼却炉の緊急立ち下げ
塩化水素	
窒素酸化物	
硫黄酸化物	
水銀	

- 連続測定以外の公害防止基準項目
- 排水基準 (下水排除基準)
  - 騒音、振動
  - 悪臭

- 焼却炉非常停止事項
- ボイラ液面が異常値 (ボイラ閉塞、破孔の恐れ)
  - 計装空気圧力が異常に低い (自動制御が機能しない)
  - 排ガス温度が異常に高い (ろ布の焼損の恐れ)
  - 誘引通風機故障 (ごみ焼却継続不可能)
  - 電源喪失 (プラント機器に電力が給電できない)
  - 大規模地震 (プラント破損による二次被害)

公害防止基準値について、1時間平均値とする。